

新公審査答申（個）第19号
令和4年10月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年2月2日付け、新北産第1124号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月1日付け新北民第310号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報をも特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年6月18日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事に対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月1日、実施機関は、本件請求に係る文書が存在しないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年7月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年2月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

「私の相談事等を課として、開示か非開示等かの対応した公文書も、閲覧又は、視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式1号等に、よって私の個人情報、五年間保有しているはず私が五年間閲覧又は、視聴する権利を（新北民第310号の2）の決定は、請求に係る個人情報を保有していない（開示請求に係る公文書が、存在しないため）と私が公文書が間違っているのを見付ける事が、出来ないと又文書に書けないと抵抗できないように、一方的な非開決定の処分一方的な処分を取消せ。」

「事実で対応して貰える私の権利の事実を隠す一方的な非開示決定の処分を取消せ。なお、「令和3年6月18日までに対応した事は」（と趣旨の開示請求の公文書の全部の事）（他の課等からと受付等の公文書を全部閲覧又は視聴し開示請求する為に念の為「私の事で対応した事も含む〔個人情報開示文書とし〕私の事で、対応したものが分かるものとした個人情報開示手続きを一方的に私を無視した処分よって処分を取り消せ。間違った公文書を補正し直し手続きをやり直せ。私一人に市長の間違いを責任を取らせるのは、犯罪だ。」（原文ママ）

第4 実施機関の主張

- 1 審査請求人からは、実施機関に対して、令和3年8月16日まで計19回にわたり、個人情報開示請求書が提出されている。

実施機関では、個人情報の開示又は非開示の決定通知書を作成、保有している。これらは、審査請求人が開示を求めている、実施機関が審査請求人の事で対応した事が分かるものに該当すると思われるが、その都度審査請求人へ交付していることから、開示請求の対象とすることには合理性がないと考える。

- 2 実施機関が審査請求人の事で対応した事が分かる公文書としては、請求人が令和2年5月28日に実施機関を訪れ相談した際に、応対した職員がメモをもとに作成した記録であり、個人情報開示請求があったことから、保存期間を5年としている。

令和2年11月10日付けの開示請求書までは、請求する個人情報の内容欄に「開示したものは除く」との記載があったが、本件請求の開示請求書（以下「本件請求書」という。）にはその記載がないことから、形式的に判断すれば、保有する文書の開示義務があると言える。

しかしながら、繰り返し提出される開示請求書に対して、すでに開示したものをあらためて開示することは合理的でなく、ほかに新たに開示する公文書がないことから非開示と決定したものである。

また、審査請求人からは、令和3年5月7日付け、同年5月27日付け、同年6月18日付けで個人情報保護に係る審査請求書が提出されていることから、これに係る公文書が存在し、審査請求人が開示を求めているものに該当すると思われる。しかしながら、「審査請求人に関する今後の審理手続きについて」のお知らせや「弁

明書」の写しがその都度審査請求人へ交付されていることから、上述の個人情報開示請求に係る公文書と同様に開示請求の対象とすることは合理性がないと考える。

3 非開示決定通知書の開示できない理由の該当事項欄の「請求に係る個人情報を保有していない」にチェックしていることをもって、審査請求人は事実を隠すと主張していると思われるが、理由欄に、すでに開示した文書以外に開示請求に係る公文書が存在しないためと記載し、新たに開示できる文書は保有していないことを伝えたものであり、条例の目的に照らしても、審査請求人の利益が損なわれたとは考えられず、非開示決定が審査請求人の権利の事実を隠す違法・不当な処分ではないと考える。

4 個人情報開示請求及びそれに関する審査請求の手続きに係る文書の開示を指していると思われるが、上述のとおり、これらに関する情報については、随時審査請求人へ提供していることから、開示の対象とは見なしていない。

また、条例の目的に反する誤った運用を行っているとは考えておらず、違法な処分を行ったとの認識はなく、犯罪には当たらないと考える。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求書を確認すると、対象期間の始期の記載がなく、令和3年6月18日までとあり、本件請求は、「私の事で対応した事も含む、私の事で対応したものが分かるもの」とある。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求保有個人情報は、令和3年6月18日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

(2) しかし、実施機関は、すでに開示した文書以外に公文書は存在しないとして本件決定していることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人の保有個人情報について、実施機関に確認したところ、すでに開示したものを含む個人情報の保有が確認された。

さらに、審査請求人の個人情報を保有しているにも関わらず、本件決定を行ったことについて、実施機関に確認したところ、令和2年当時は「開示したものを除く」との記載があり、本件請求書にはその記載がなかったものの、本件請求は、すでに開示したものの以外の個人情報であると理解し、同じ個人情報を何度も開示

することは社会通念上必要がないと判断したとのことであった。

- (3) そもそも、条例には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とある。

また、条例の手引きには、条文中の「形式上の不備があると認めるとき」とは、「不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいう」とある。

なお、条例における個人情報開示請求の対象個人情報については、同一請求人への開示済みの文書を新たに請求したとしても、対象としないとする規定はない。

- (4) そうすると、本件請求保有個人情報に特定できない場合、形式上の不備として補正を求めたうえで、本件決定を行うべきところ、実施機関は、本件請求保有個人情報の十分な特定をしていないことが認められる。

したがって、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和4年 6月 7日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 8月22日	審査会開催（第1回）
令和4年 9月15日	審査会開催（第2回）
令和4年10月20日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子